

財務省告示第八十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五條第十一項の規定に基づき、
 平成十五年二月二十五日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行方法	募入決定の	発行額
利付国庫債券（二十年）（第六十 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項並びに国債整理基金特 別会計法（明治三十九年法律第 六号）第五條第一項及び第五條 ノ二	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 の振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札発行を競争に付して行われる入 札の申込みのうち応募価格の高 各申込みのうち応募額を順次割 ものかからその応募額を割り 当てる。	額面金額で六千九百九十四億 うち、財政融資資金特別会計法 第十條第一項の規定に基づき 発行した利付国債に基 額面金額で三千二百五十億 十五万円、国債整理基金特別 計法第五條第一項の規定に基 き発行した利付国債につ は、額面金額で二十五億 四十五万円、同法第五條ノ二の	

七 払込金額
 八 最低額面金
 九 振替単位
 十 発行日
 十一 発行価格
 十二 利率
 十三 経過利子の払込み

規定に基づき発行した利付国債
 についで、額は、額面金額で三千九
 百四十八億四千四百十万円
 六千九百三十五億二千九百十
 五万円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものとす
 る。

平成十五年二月二十五日
 額面金額百円につき九十八円九
 十銭以上のそれぞれ、の応募価格
 年一・四パーセント

(一) 募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加え、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4}{100} \times \frac{67}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国人である場合に
 は、前記(一)の算式により算出
 た金額に当該非居住者又は外
 国法人が適用を受ける所得税
 の税率を乗じた金額を控除

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金限額

十七 償還金額

十八 元金支額

十九 払入札参加

二十 払込期日

平成十五年六月二十日

平成十五年六月二十日

と、次に算出された

金額を支払う。ただし、

が銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う。以下、

次号及び第十六号において規定

する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{14}{100} \times \frac{1}{2}}$$

毎年の六月二十日及び十二月二十

日を支払期とし、各支払期にお

いて、その日以前六月間に属す

る利子を支払う。

平成三十四年十二月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成十五年二月二十五日